

国立大学法人琉球大学の役員会における特定課題を担当する理事, 副理事及び学長補佐について

〔平成31年4月2日
学 長 裁 定〕

国立大学法人琉球大学理事, 副理事, 学長補佐及び琉球大学副学長の職務分担について(平成31年4月2日学長裁定)第6条に基づき, 本法人の役員会における特定課題を担当する理事, 副理事及び学長補佐を次のとおり指名する。

課題名	担当理事等氏名	担当部課
キャンパス移転	大屋祐輔、大城功	上原地区キャンパス移転推進本部（上原地区キャンパス移転推進室、施設運営部、上原キャンパス事務部、財務部）
人文社会系大学院改組	木暮一啓、井上章二	総合企画戦略部経営戦略課、人文社会学部事務部、国際地域創造学部事務部、教育学部事務部
職員宿舎再整備	木暮一啓、大城功	財務部財務企画課、施設運営部
第4期中期目標・中期計画策定	木暮一啓、井上章二、大城功	総合企画戦略部経営戦略課
本学学生へのパソコン必携化	井上章二、大城功	学生部教育支援課、総務部情報企画課、財務部財務企画課
デジタルキャンパス方針	井上章二、大城功、木暮一啓	総務部情報企画課、学生部教育支援課、施設運営部、財務部財務企画課
働き方改革	大城功、大屋祐輔、富原加奈子	総務部職員課、上原キャンパス事務部、総務部情報企画課

附 則

この学長裁定は、平成31年4月2日から実施し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年5月30日）

この学長裁定は、令和元年5月30日から実施する。

附 則（令和2年1月14日）

この学長裁定は、令和2年1月14日から実施する。

附 則（令和 2 年 7 月 1 日）

この学長裁定は、令和 2 年 7 月 1 日から実施する。

附 則（令和 3 年 2 月 2 4 日）

この学長裁定は、令和 3 年 2 月 2 4 日から実施する。

附 則（令和 3 年 6 月 1 6 日）

この学長裁定は、令和 3 年 6 月 1 6 日から実施する。